諮問庁:独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日:平成29年11月13日(平成29年(独情)諮問第71号) 答申日:平成30年3月29日(平成29年度(独情)答申第77号)

事件名:特定学校「校報」の一部開示決定に関する件

# 答 申 書

#### 第1 審査会の結論

「特定高等専門学校「校報」第A号 人事関係(特定頁a~b)」(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

## 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った平成29年9月20日付け高機総第77号による一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載 によると、おおむね以下のとおりである。

#### (1)審査請求書

#### ア 審査請求に係る処分

審査請求人は平成29年8月14日付けで、機構に対して、法4条1項の規定に基づき、次の法人文書の開示を請求した。

特定高等専門学校「校報」第B, A号およびC号のうち、教職員の 異動者・退職者の氏名・事由等を記した人事関係欄。特に公的性質 の高い常勤教員に関する情報。

これに対して、機構が審査請求人に対して平成29年9月20日付 (29高機総第77号)で行った法人文書開示決定処分のうち不開 示とした次の部分。

人事関係のうち個人情報に関する部分

・退職

氏名,退職前の職名等,退職理由,退職後

· 退職(人事交流者)

氏名、異動先及び職名等、異動前の職名等

- ·配置換(転出) 氏名,配置換後,配置換前
- ・採用 氏名,所属・職名,前職等
- ·配置換(転入) 氏名,配置換後,配置換前
- ·採用(人事交流) 氏名,所属·職名,前職等
- ·配置換 氏名,配置換後,配置換前
- ・昇任 氏名,所属・職名,昇任前
- ・育児休業 氏名,所属・職名,育児休業期間
- ・名誉教授 氏名,元所属・職名
- ·表彰 表彰内容,表彰日時,被表彰者

#### イ 審査請求の趣旨

本件処分は、係る請求先情報の性質を鑑みて法に著しく違反したものであり、その取消しを求める。

#### ウ 審査請求の理由

- (ア)審査請求人は日本国民として法人文書の開示を求める権利を有している。
- (イ)機構は、法5条に基づく開示義務を有する。
- (ウ)機構が本件処分において不開示とした事項のうち、教職員の退職者(人事交流による者を含む)および被採用者(人事交流による者を含む)に関する情報は、その氏名やかかる人事が為される前後の所属・職名について、特定高等専門学校の特定刊行物に原則として記載されており、これについては、少なくとも本申立を行った時点で特定高等専門学校のウェブサイトにおいても公開されている上、何人でも求めに応じて閲覧することができるため、すでに慣行として公にされているか、あるいは公にすることが予定されている情報であるとみることができる。
- (エ)本件処分により不開示とされた情報については、特定高等専門学校の教員と職員についてのものが含まれているが、特に教員に関しての情報は、元の請求にも付記したとおりその性質上非常に公的性質が強く、(ウ)に上記した理由に加え、下の(オ)~(ク)に係

る理由も不開示が妥当でないとみる理由として挙げることができる。

- (オ)特定高等専門学校はそのウェブサイトにおいて教員名簿を公表しており、教員の氏名・所属学科・経歴・職階については何人も容易に知ることが可能で、さらに、この名簿は教員の異動・退職、配置転換、昇進に応じて更新される。したがって、機構が本件処分により不開示とした事項のうち、教員の退職者(人事交流による者を含む)、被採用者(人事交流による者を含む)および昇任した者についての、氏名・職位等の情報は誰でも(更新前後を見比べて)容易に知ることが可能であるため、公領域情報であるとみなすことができる。
- (カ)人事交流による教員の異動(退職)者や被採用者については、人事交流の派遣先または派遣元が基本的に他の高専であり、その人物に係る氏名等情報はその派遣先あるいは派遣元の高専のウェブサイトや発行物等を確認することにより容易に知ることができる。
- (キ)特定高等専門学校に属する教員は、そのすべてが修士号以上の学位を有する研究者であり、公機関の作った研究者データベースで容易に氏名や所属、職位を確認することができ、別の機関に移る等で特定高等専門学校に所属しなくなった後の動向も容易に知ることができる。
- (ク) また、特定高等専門学校は中等教育機関と高等教育機関としての性質と役割を兼ね備えた学校であるが、少人数ごとにクラスが編成され、教員がその担任を受け持ち、カリキュラムがほぼ必修で授業は小規模な教室で行われるため教員と学生の結びつきが非常に強いといった、高等学校(中等教育機関)に非常に近い性質をもった教育機関であるといえる。ここで公立の高等学校(中等教育機関)の教員人事が新聞等で公開されることを考えれば、同種の情報が公にされており、特定高等専門学校の教員についてのみ公にしないとする合理的理由が認められないことから、いわゆる「べき論」の立場に立てば、本件処分により不開示とされた情報のうち教員の退職・異動等に関する情報は「公にすることが予定されている情報」とみることができる。
- (ケ)職員についても、その氏名・所属・職名については、少なくとも本申立を行った時点で、特定高等専門学校の施設に掲示されている職員配置図等で外部の人間にも容易に把握可能であり、すでに公衆の知り得る状態におかれているとみることができる。また配置転換等についてもこれらの推移を見比べれば容易に把握可能である。
- (コ)加えて、特に教職員の配置転換や人事交流については、職務の一環として行われているものであり、それに関する情報は独立行政法

人の職員の職務遂行に関するものとして法 5 条 1 号ただし書ハの適用を受ける。

- (サ)機構が本件処分において不開示とした事項のうち、名誉教授の称号を授与された者の氏名や元所属・職名、および表彰された教員の 氏名・職名や表彰日時・表彰内容については、少なくとも本申立を 行った時点ですべて特定高等専門学校のウェブサイトで公開されて いる。
- (シ)以上より、本件処分において機構が不開示とした情報のうち、教職員の育児休業に関する情報を除いたすべてについて、明らかに公領域情報であることから、法5条1号ただし書イの適用を受け、加えて当該情報のうちいくつかは同時に職務遂行情報であることから同号ただし書ハの適用を受けるため、その開示を求める。

# (2) 意見書

# ア 審査請求人の反論および追加意見

- (ア) 諮問庁は、本件情報が、人事管理に関する事務が公正かつ円滑に行われることを目的に学校内部で活用することを目的として作成されたもので、法 5 条 1 号ただし書イに規定される公領域情報ではない旨主張する。しかしながら審査請求人が、公領域情報であり開示が妥当と主張しているのは、ピンポイントに本件情報そのものではなく、記載のある教職員の氏名等情報である。これらが既に特定高等専門学校のウェブサイト等で公開されていることは、審査請求書にも記したとおりであり、また理由説明書において諮問庁自身が認めるとおりでもある。このように考えれば、諮問庁のこの主張は論点のすり替えであると言ってよく、誤謬も甚だしいと断じてよいものである。
- (イ) 諮問庁は、本件情報が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないから」公開を取りやめた旨説明するが、常識として、公開を取りやめる結果として公にされなくなるのであって、因果関係が逆転しており、率直に言って支離滅裂である。というよりは、「公にしないから、公にしない」というふうに理由と結果が循環しており、意味不明である。本件処分をなした判断の土台となっている諮問庁による本件情報の公開停止ですら、このように正当な理由の認められない不明瞭なものであり、本件処分が妥当なものであるとは到底認められない。
- (ウ) 諮問庁は、特定高等専門学校の特定刊行物やウェブサイトに掲載されている情報と、本件情報は性質が異なり不開示は妥当である旨主張するが、(ア)で説示したとおり、本件情報に記された教職員の氏名等情報はすでに全員が公表済なのであって、どの道すでに対

象者が特定個人として識別可能である状況に変わりはない。また諮問庁の理由説明において「『既に掲載されている情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる』ことが問題」とあるが、本件情報は「すでに別途公表されている」個人識別情報そのものであって、「照合」など持ち出す意図が不明であり、また何が「問題」なのかも客観的に見て極めて理解不能である。

- (エ) 諮問庁は、本件情報を公開することによってその公正かつ円滑な 人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨主張するが、すでに別途 公開されている氏名等情報を公開したところで諮問庁の業務に影響 を及ぼすことは到底考えられないし、しかもこのような状況におい て、本件情報が内部向けかどうかということが、諮問庁の公正かつ 円滑な人事を揺るがすかどうかを決めるというのは荒唐無稽な話で ある。そもそも、我が国の情報公開制度において開示されてきた文 書の大半はそもそも外部の人間向けに作られていない(というより、 外部向けに作られているという事はすなわち公表されているのであ り、開示請求をする意味がない)ものであり、情報が内部向けかど うかを判断基準にする諮問庁はそもそも情報公開制度そのものの意 義を理解していない。
- (オ) さらに、人事管理(組織運営)の為の情報であることと、外部者の閲覧が認められないことに、直接の因果関係は無い。事実、「校報」は全体として諮問庁のいう「内部向け」に作られているにも関わらず、本件情報を除いた部分について、未だに特定高等専門学校ウェブサイトにて公開されていることは諮問庁自身認める通りであり、自己矛盾している。
- (カ) 諮問庁は、特定高等専門学校ウェブサイトに掲載している情報が、教育研究情報として掲載しているものであって、異動情報として掲載しているものではない旨主張するが、問題となるのは本件情報と同質(あるいは、そのように利用できる)の情報が公開されているか否かであって、諮問庁が公開情報や本件情報をどう捉え扱っているかは問題ではない(だいいちそれ自体がたいへん恣意的なことである)。
- (キ)諮問庁は、職員配置図は(特定高等専門学校の)学生・教職員の利用に供するものであると捉え、公衆の知り得る状態にないとし、よって公領域情報ではない旨主張する。しかしながら、当該校の事務室は、外部の人間も立ち入ることができ、また外部の人間が文書閲覧や各種手続等で利用することがままある。事実、審査請求人も外部者ではあるものの、同校の運営に関するヒアリング、校内発行物の閲覧、内部文書の開示請求や受取・閲覧等で何度も事務室に無

案内で訪問している経緯があり、これは公然と認められていることである。したがって職員配置図についても現に公衆の知り得る状態に置かれているのであり、公領域情報であるといえる。

- (ク)研究内容・学術活動・同校への貢献等を評価した教職員への表彰 や、同校により授与された名誉教授称号などは、その関連情報含め そもそも公表するのが当たり前の性質のものであり、仮に係る者の 氏名等がウェブサイトで公開されていなかったとしても、不開示と する合理的な理由が一切見当たらない。
- (ケ) ウェブサイトにおける氏名の掲載を理由として、内部文書に記載された氏名等情報の開示が認められた答申としては、例えば平成15年度(行情)答申第340号があり、こうした答申例と見比べても、本件処分は判断に当たって入念な検討を欠いた著しく不当なものであると言わざるを得ない。
- (コ)審査請求人が審査請求において挙げた理由のうち、上記(1)イ(カ),(キ),(ク)及び(コ)に関して諮問庁はそれらに対応する理由説明ないしは反論をなしておらず、これらに関する不開示処分には正当な理由が一貫して見当たらない。すなわち諮問庁は理由なき不開示処分を行ったということであるが、これは原則開示を定めた法に違反する行為であり、該当箇所については議論の余地なく即刻本件処分を撤回し開示とするのが妥当である。

## イ 結言

かかる状況を、あらゆる観点から検討、分析、熟慮しても、諮問庁 による本件処分には妥当な根拠がなく、その速やかな取消を求める。 ウ 付記

審査請求人の審査理由にあるように、本件情報に記載のある特定高等専門学校教職員らの氏名等情報が同校ウェブサイトや刊行物にて公表されていることについて、諮問庁も公表の事実自体はおおかた認めており、また研究者データベースや他校のウェブサイトにおいても対象者らの氏名等情報を把握可能である事実についても、諮問庁はその事実性について争う姿勢を見せていないため、これらが事実であることは審査請求人と諮問庁の共通認識であり、審査にあたっても前提としてよいと考えられる。

こうした関連するウェブサイトや刊行物のコピーを証拠資料として 提出してもよいが、その場合著しく膨大な量になることが予想され るため、このことをもって、前提の事実性の証明としたい。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求のあった法人文書の名称特定高等専門学校「校報」第B, A号及びC号のうち,教職員の異動

者・退職者の氏名・事由等を記した人事関係欄。特に公的性質の高い常勤 教員に関する情報。

## 2 開示決定についての考え方とその理由

開示決定した文書は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる、 氏名、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は、 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの であり、かつ、人事管理に関する情報であって、人事管理に関する事務が 公正かつ円滑に行われることを目的に、学校内部で活用することとして作 成されたものである。したがって、法令等の規定により又は慣行として公 にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

なお、特定高等専門学校校報は、発行形態の変更(電子化)を行って以降の発行分である第D号からは、特定高等専門学校ウェブサイトにて公表している。平成28年9月までは、第D号から第B号までに掲載していた人事関係情報も公表していたが、本情報は、人事管理上作成している異動情報であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、平成28年10月からは本情報に関する取り扱いを見直し、人事関係情報は、教職員のみの限られた者が閲覧できる情報とした。

今回、審査請求の対象となっている特定高等専門学校校報第A号については、取り扱い見直し後に発行したものであり、人事関係情報は、冒頭に記したとおり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

また、審査請求人の審査理由にある「特定高等専門学校の特定刊行物」 や「特定高等専門学校のウェブサイトにおいても公表されている」情報は、 異動者からの挨拶や研究に関して産学官連携推進のためなど、個人情報の 使用目的を明示した上で本人に承諾を得て公表している個人情報である。

校報に掲載している人事関係情報は、人事管理上作成している異動情報であり、学校運営上の必要から作成しているものであるため、「既に掲載されている情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる。」ことが問題となり、開示することによって公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

あわせて、特定高等専門学校ウェブサイトに掲載されている情報は、産 学連携等に資するための教育研究情報として掲載しているものであり、異 動情報として掲載しているわけではないので、これをもって、「すでに慣 行として公にされているか、あるいは公にすることが予定されている。」 とは言えない。

さらに、各事務室入口に掲示している職員配置図は、学生・教職員に適切な情報提供に資するため、現在の配置を示した案内図であり、これをも

って, 「すでに公衆の知り得る状態におかれているとみることができ, 配置転換等についてもこれらの推移を見比べれば容易に把握可能」とは言えない。

以上のことから、審査請求者が開示を求める情報は不開示が妥当と判断 した。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年11月13日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月22日 審議

④ 同月24日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 平成30年3月5日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同月27日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、特定高等専門学校「校報」の開示を求めるものであり、 処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び4号へに該当 するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、「機構が不開示とした情報のうち、教職員の育児休業に関する情報を除いたすべて」(以下「本件不開示部分」という。)は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、本件不開示部分は法5条1号及び4号へに該当し、原処分を維持すべきである旨説明することから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 法 5 条 1 号該当性について
  - ア 本件不開示部分は、いずれも、特定高等専門学校の教職員(元教職員を含む。以下同じ。)の氏名等の記載とあいまって、当該各教職員に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。
  - イ 別紙に掲げる部分について

当審査会において特定高等専門学校のウェブサイトを確認すると、本件不開示部分のうち、別紙の1ないし6に掲げる部分に記載されている情報は当該ウェブサイトに掲載されている特定刊行物(バックナンバー)、別紙の8及び別紙の9に掲げる部分に記載されている情報は特定高等専門学校におけるトピックスを紹介するページにおいてこれと同一の内容が公にされており、また、別紙の7に掲げる部分に記載されている情報は、各学科に所属する教員を紹介する

ページの記載を追跡して確認することで把握可能な情報であることが認められる。

諮問庁は、特定高等専門学校における本件対象文書それ自体の作成目的、公表に係る方針等を根拠として、本件対象文書の不開示部分はいずれも法5条1号ただし書イに該当しない旨説明していると解されるが、別紙に掲げる各部分については、当該部分に記載された「情報」と同一の情報を特定高等専門学校がウェブサイトにおいて学内外を問わず公にしているのであるから、この諮問庁の説明は明らかに失当であって、当該部分は同号ただし書イに該当し、同号に規定する不開示情報には該当しないと認められる。

#### ウ 別紙に掲げる部分を除く部分について

当該部分については、法5条1号ただし書イないしハに該当すると すべき事情は認められない。

法6条2項による部分開示の検討を行うと、上記イの判断によって 氏名等が開示される教職員に係る部分は同項による部分開示の余地 はなく、その余の教職員に係る部分のうち、氏名、職名等は、特定 の個人を識別できることとなる記述等の部分に該当することから同 項による部分開示の余地はなく、その余の部分は、これを公にする ことにより当該個人の知人等一定の範囲の者に個人が特定され、そ の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項によ る部分開示はできない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条4号へについて 判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (2) 別紙に掲げる部分の法5条4号へ該当性について

諮問庁は、本件不開示部分は法 5 条 4 号へに該当する旨主張するが、別紙に掲げる部分に記載された情報は、既に発令され、関係者間では当然周知されている情報であることはもとより、同等の情報が特定高等専門学校のウェブサイトにおいて公にされているのであるから、このウェブサイト掲載が問題視されることこそあれ、開示請求に対して別紙に掲げる部分を公にすることが公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれにつながるとはおよそ認め難い。したがって、当該部分は同号へには該当しない。

#### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号及び 4 号 へに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべ きとする部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条4号へについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同条1号及び4号へのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

# (第5部会)

委員 南野 聡,委員 泉本小夜子,委員 山本隆司

## 別紙(本件不開示部分のうち開示すべき部分)

- 1 「退職」に係る不開示部分のうち、①「退職理由」欄の記載及び②技術 補佐員に係る記載(特定刊行物に掲載されたものを除く。)のいずれにも 該当しない部分
- 2 「退職(人事交流者)」に係る不開示部分(全部)
- 3 「配置換(転出)」に係る不開示部分(全部)
- 4 「採用」に係る不開示部分のうち、技術補佐員に係る記載(特定刊行物 に掲載されたものを除く。)を除いた部分
- 5 「配置換(転入)」に係る不開示部分(全部)
- 6 「採用(人事交流)」に係る不開示部分(全部)
- 7 「昇任」に係る不開示部分のうち、教員に係る部分
- 8 「名誉教授」に係る不開示部分(全部)
- 9 「表彰」に係る不開示部分(全部)